

## 第3次三田市地域福祉計画における令和7年度の進捗状況（概要）

計画の基本理念「つながる 寄りそう 支えあう 誰もが自分らしく 安心して暮らせる 共生のまち さんだ」を実現するために実施している代表的な取り組みを基本目標ごとに取り上げています。

### （基本目標1）「つながり、支えあう地域づくり」

#### 基本施策 1-2 気軽に集い交流できる場の促進

##### 【地域のつどい・交流の場の推進】（重層：地域づくり事業）

市内6圏域に配置している地域福祉支援員により地域のつどい・交流の場の推進に向けて支援を実施しました。

（事例）

市内にある障害事業所を拠点とした地域の方が交流できる場づくり、そして障害者とのゆるやかな交流から障害への理解促進、そして買い物支援への展開も視野に入れて、つどい場づくりに向けて障害事業所、地域のまちづくり協議会、近隣住民、企業などとの対話を重ねました。

#### 基本施策 1-3 地域福祉を支える人づくり

##### 【民生委員・児童委員 一斉改選の取組み】

民生委員・児童委員一斉改選では、PR動画や啓発チラシ、ガイドブックなどで情報発信を強化しましたが、充足率は令和4年と比べると94.7%から91.2%へ低下しました。

今後、充足率の向上および継続的な委員活動を実施していくために、情報発信強化だけでなく、委員活動の負担軽減、行政が主体となった欠員区域へのアプローチを展開していきます。

**（基本目標2）「困りごとを受けとめ、支援する仕組みづくり」**

**基本施策 2-3 多様な主体が連携・協働する支援体制づくり**

**【包括的な支援体制の構築】**

**（重層：多機関協働、アウトリーチ、参加支援事業）**

- ・多機関協働事業
  - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
  - ・参加支援事業
- } 「3 報告事項」で説明

**（基本目標3）「誰もが安心して暮らせる体制づくり」**

**基本施策 3-2 権利擁護の充実**

**【権利擁護支援の推進】**

中核機関として位置付けた三田市権利擁護・成年後見支援センターにおいて、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を中心とする法律・福祉の専門職団体と高齢・障害の相談支援機関との連携により、市民に対する権利擁護に係る相談支援機能及び成年後見人等への支援機能の強化を図り、成年後見制度の利用促進並びに、判断能力が不十分な人の権利擁護支援を推進しています。

今後、国において制度の見直しが検討されていることを踏まえ、法人後見や市民後見人のあり方について検討していきます。